

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 （略）

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	内容
1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM、玉島テレビ放送株式会社又は株式会社御前崎ケーブルテレビ
6 ～ 31 （略）	（略）

第 2 章 （略）

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

（契約の種別）

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

（1）～（3）（略）

2 （略）

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
（略）	（略）

[現 行]

第 1 章 総則

第 1 条～第 2 条 （略）

（用語の定義）

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使します。

用語	内容
1 ～ 4 （略）	（略）
5 特定 C A T V 事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、K B N株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバン スコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク、株式会社 K C N 京都、株式会社上田ケーブルビジョン、鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet 株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社 Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速 ネット二九六、エルシーブイ株式会社、知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社、K ビジョン株式会社、西尾張シーエーティーヴィ株式会社、こまどりケーブル株式会社、河口湖有線テレビ放送有限会社、株式会社あさがおテレビ、株式会社 TAM 又は玉島テレビ放送株式会社
6 ～ 31 （略）	（略）

第 2 章 （略）

第 3 章 I P 通信網契約

第 1 節 契約の種別

（契約の種別）

第 7 条 I P 通信網契約には、次の種別があります。

（1）～（3）（略）

2 （略）

3 第 1 項に規定する第 3 種契約には、次表に定める特定 C A T V 事業者ごとに種別があります。

種別	事業者名
（略）	（略）

第3－48 種契約	株式会社御前崎ケーブルテレビ	
第2節 一般契約 第8条～第10条 （略） （契約者識別番号） 第11条 I P通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 一般契約者は、I P通信網契約（第3種契約を除きます。）締結の際に、I P通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、I P通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）又は光回線再利用（光信号分岐端末回線（特定F T T H事業者が定める電業者気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款に規定するものをいいます。以下同じとします。））を変更することなく、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。以下この条において同じとします。））から当社が提供するI P通信網サービスへ変更するために光信号分岐端末回線を再利用すること又は当社が提供するI P通信網サービスから当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスへ変更するために光信号分岐端末回線を再利用することをいい、事業者変更を除きます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号又はその電気通信サービスに係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限りします。 ただし、光回線再利用に係る申出があった場合であって、一般契約者から申告のあったI P通信網サービスに係る設置場所住所が当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る設置場所住所と異なることを当社が確認したときは、当社はその申出を承諾しません。 3～4 （略） 第12条～第15条 （略） （一般契約者が行う一般契約の解除） 第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属I P通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。 2 前項の場合において、一般契約者（第5条（I P通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る一般契約者及び第3種契約に係る一般契約者を除きます。）がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 前項の規定によるほか、第1項の場合において、一般契約者（第3種契約に係る一般契約者を除きます。）がI P通信網サービスに係る光回線再利用を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 4 第42条（工事費等の支払義務）に規定する工事費残債の請求を受けている一般契約者が、前2項の規定によりI P通信網サービスに係る事業者変更又は光回線再利用を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。 5 当社は、第2項又は第3項に規定する申出があったときは、I P通信網サービスに係る事業者変更又は光回線再利用の手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。 ただし、次のいずれかに該当する場合はI P通信網サービスに係る事業者変更又は光回線再利用の手続きに必要な番号を発行しません。 (1)～(2) （略） 6 （略） 第16条の2～第17条 （略） 第3節 （略）		第2節 一般契約 第8条～第10条 （略） （契約者識別番号） 第11条 I P通信網の契約者識別番号は当社が定めることとし、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。 2 一般契約者は、I P通信網契約（第3種契約を除きます。）締結の際に、I P通信網サービスに係る事業者変更（電気通信番号を変更することなく、I P通信網サービスの提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下同じとします。）を希望するときは、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。 ただし、その申出を行うことができる者は、その電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限りします。 3～4 （略） 第12条～第15条 （略） （一般契約者が行う一般契約の解除） 第16条 一般契約者は、一般契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属I P通信網サービス取扱所に当社所定の書面等、当社が定める方法により通知していただきます。 2 前項の場合において、一般契約者（第5条（I P通信網サービスの品目）に規定する通信速度種別に係る品目が10Gタイプに係る一般契約者及び第3種契約に係る一般契約者を除きます。以下この条において同じとします。）がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、契約の解除に先立って、当社にその旨を申し出ていただきます。 3 第42条（工事費等の支払義務）に規定する工事費残債の請求を受けている一般契約者がI P通信網サービスに係る事業者変更を希望するときは、工事費残債について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。 4 当社は、前2項の規定により申出があったときは、I P通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号を発行します。この場合において、当社は、その番号を発行した日から起算して15日を経過したときは、その番号を無効とします。 ただし、次のいずれかに該当する場合はI P通信網サービスに係る事業者変更の手続きに必要な番号を発行しません。 (1)～(2) （略） 5 （略） 第16条の2～第17条 （略） 第3節 （略）

第4章～第14章（略）																	
第15章 雑則																	
第55条～第62条（略）																	
（特定F T T H事業者等への情報の通知等）																	
第 63 条 契約者は、I P通信網契約の締結に係る特定 F T T H事業者等からの請求に基づき、氏名、I P通信網サービスの品目、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。																	
2 ～ 4 （略）																	
5 前4項の規定によるほか、契約者は、I P通信網サービスに係る光回線再利用に関する当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、I P通信網サービスの設置場所住所（そのI P通信網サービスに係る光回線再利用に関する手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。																	
（注）（略）																	
第64条（略）																	
料金表																	
通則																	
1 ～ 25 （略）																	
第1表 料金																	
第1 ～ 第3 （略）																	
第4 手続きに関する料金																	
1 適用																	
<table><tr><th colspan="3">手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用</th></tr><tr><td rowspan="6">(1) 手続きに関する料金の種別</td><td colspan="2">手続きに関する料金は、次のとおりとします。</td></tr><tr><td>料 金 種 別</td><td>内 容</td></tr><tr><td>ア～エ （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>オ 事業者変更手数料</td><td>第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく事業者変更の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>カ 光回線再利用手数料</td><td>第11条（契約者識別番号）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく光回線再利用の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td>キ （略）</td><td>（略）</td></tr></table>		手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用			(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		料 金 種 別	内 容	ア～エ （略）	（略）	オ 事業者変更手数料	第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく事業者変更の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	カ 光回線再利用手数料	第11条（契約者識別番号）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく光回線再利用の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	キ （略）	（略）
手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用																	
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																
	料 金 種 別	内 容															
	ア～エ （略）	（略）															
	オ 事業者変更手数料	第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく事業者変更の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	カ 光回線再利用手数料	第11条（契約者識別番号）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく光回線再利用の申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	キ （略）	（略）															

第4章～第14章（略）																	
第15章 雑則																	
第55条～第62条（略）																	
（特定F T T H事業者等への情報の通知等）																	
第 63 条 契約者は、I P通信網契約の締結に係る特定 F T T H事業者等からの請求に基づき、氏名、I P通信網サービスの品目、契約者識別番号及び設置場所住所等の情報（契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。																	
2 ～ 4 （略）																	
（注）（略）																	
第64条 （略）																	
料金表																	
通則																	
1 ～ 25 （略）																	
第1表 料金																	
第1 ～ 第3 （略）																	
第4 手続きに関する料金																	
1 適用																	
<table><tr><th colspan="3">手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用</th></tr><tr><td rowspan="6">(1) 手続きに関する料金の種別</td><td colspan="2">手続きに関する料金は、次のとおりとします。</td></tr><tr><td>料 金 種 別</td><td>内 容</td></tr><tr><td>ア～エ （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>オ 事業者変更手数料</td><td>第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>カ （略）</td><td>（略）</td></tr></table>		手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用			(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。		料 金 種 別	内 容	ア～エ （略）	（略）	オ 事業者変更手数料	第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			カ （略）	（略）
手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用																	
(1) 手続きに関する料金の種別	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																
	料 金 種 別	内 容															
	ア～エ （略）	（略）															
	オ 事業者変更手数料	第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第22条（その他の提供条件）の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金															
	カ （略）	（略）															

(2)～(6) (略)	(略)
-------------	-----

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) 光回線再利用手数料	1 契約ごとに	6,000 円 (6,600 円)
(7) (略)	(略)	(略)

第 5 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア～ウ (略) エ ウの規定によるほか、分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。 (ア) (略) (イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網サービスに係る事業者変更又は光回線再利用を希望するとき。 (ウ) (略) オ (略)
(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第 3 表 (略)

別表 1～別表 3 (略)

(2)～(6) (略)	(略)
-------------	-----

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額
		次の税抜額（かっこ内は税込額）
(1)～(5) (略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)

第 5 (略)

第 2 表 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 分割した工事費の適用	ア～ウ (略) エ ウの規定によるほか、分割支払いの適用を受けている契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、分割支払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。 (ア) (略) (イ) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P 通信網サービスに係る事業者変更を希望するとき。 (ウ) (略) オ (略)
(9)～(10) (略)	(略)

2 (略)

第 3 表 (略)

別表 1～別表 3 (略)

附 則（令和 7 年 5 月 9 日経企 000600000349-01 号） （実施期日） 1 この改正規定は令和 7 年 5 月 21 日から実施します。 ただし、この改正規定中、特定 C A T V 事業者に関する部分は令和 7 年 5 月 26 日から実施します。 （料金等の支払いに関する経過措置） 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった I P 通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前の とおりとします。 （光回線再利用手続費に関する経過措置） 3 当社は、この改正規定実施の日から令和 7 年 9 月 30 日までの間において、I P 通信網サービスに係る光回線再利用の申込みを 当社が承諾したときは、料金表第 1 表（料金）第 4（手続きに関する料金）に規定する光回線再利用手続費の支払いを要しま せん。	
---	--